

「家族介護者リフレッシュ助成券」 の取扱施設を募集します！！



東三河広域連合では、令和4年度より、在宅で介護を行う家族介護者の精神的・身体的負担軽減やリフレッシュを目的として、温泉（宿泊）施設、日帰り入浴施設の利用助成券を交付する「家族介護者リフレッシュ事業」を実施します。

家族介護者の引換の希望に基づき、要介護者1人につき、6,000円分の施設利用助成券「家族介護者リフレッシュ助成券」を交付するものです。

つきましては、下記の概要のとおり、（助成券を使うことが出来る）取扱施設を募集いたしますので、事業の趣旨をご理解のうえお申し込みください。

記



募集期間

令和4年2月18日(金)～同年3月18日(金)※当初受付

募集対象

東三河地域に所在する温泉（宿泊）施設、日帰り入浴施設

（ただし、温泉法第15条に規定する愛知県の温泉利用許可若しくは
公衆浴場法第2条に規定する愛知県及び豊橋市の営業許可がある施設に限ります）

登録手数料

無料



申込方法

以下の書類を記入の上、下記へご提出ください。

- 1) 取扱施設登録申請書
- 2) 債権者登録申請書（本申請で、振込み先の口座を登録します）

《問い合わせ先》

東三河広域連合 介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通2丁目16番地（豊橋市職員会館5階）

TEL 0532-26-8472、8473（地域包括ケアグループ）

●「家族介護者リフレッシュ助成券」について

- 額面金額 1 セット 6,000 円（共通 400 円券×15 枚）
 - 発行数 11,000 セット（66,000,000 円分）（令和4年度参考）
 - 使用期間 令和4年7月1日 ～ 令和5年3月31日
 - 取扱施設の条件 東三河地域に所在する温泉利用許可施設、公衆浴場
- ※（注）助成券は、対象者からの申込みに基づき受付窓口にて交付する予定です。

助成券の換金について

取扱施設は、月毎に使用された助成券を取りまとめた実績報告書に請求書を添えて、翌月15日までに東三河広域連合長あてに提出していただきます。支払いは、原則、翌々月10日前後に指定口座へ振り込みます。

●取扱施設の業務等について

取扱施設の業務について

○助成券と引換に、宿泊を含む温泉・入浴施設利用のほか、施設が取り扱える範囲で商品の販売やサービスの提供をしていただきます。

○助成券での料金受領時には、口頭などにより助成券表紙記名者の本人確認をお願いいたします。

○券売機等を使用している施設につきましては、助成券の提示があった場合、可能な限りの対応をお願いいたします。

○助成券は1枚400円券が15枚綴りで1セットとなっています。つり銭は出さないでください。

○助成券の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までです。有効期間を経過した助成券の受け取りは行わないでください。受け取った場合はお支払いができません。

助成券の利用制限について（次に該当する場合は、助成券の利用はできません）

- ①回数券、商品券及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ③たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④助成券取扱施設が使用を不可とした物品及び役務の提供

